

行政委員会委員報酬に関する報告書

平成24年（2012年）5月18日

宝塚市長 中川 智子 様

行政委員会委員報酬調査専門委員

専門委員 佐々木 弘

専門委員 奥見 はじめ

専門委員 向山 知

宝塚市の行政委員会の委員報酬のあり方について以下のとおり報告する。

1 はじめに

平成23年（2011年）11月24日に市長から、宝塚市の行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）の委員報酬について、そのふさわしい報酬のあり方についての調査検討の依頼を受けた。

調査専門委員のそれぞれの専門分野の観点から、調査検討を行い、行政委員会の委員報酬のあり方について取りまとめたので報告する。

2 現行制度の大枠を維持しつつ、改めるべき点があるか否かを考える ～第1段階～

(1) 違法性の有無について

他の自治体における行政委員会の委員報酬に関する判例等も参考にしつつ、本市の委員報酬について検討すると、まず違法性の有無については、平成23年12月15日付の最高裁判決では、「法203条の2第2項ただし書は、普通地方公共団体が条例で日額報酬制以外の報酬制度を定めることができる場合の実体的な要件について何ら規定していない。また、委員会の委員を含め、職務の性質、内容や勤務態様が多種多様である普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）に関し、どのような報酬制度が当該非常勤職員に係る人材確保の必要性等を含む当該普通地方公共団体の実情等に適合するかについては、

各普通地方公共団体ごとに、その財政の規模、状況等との権衡の観点を踏まえ、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情を総合考慮による政策的、技術的な見地からの判断を要するもの」と判断されており、一概に月額報酬であることが違法であるとはされていない。

(2) 金額の適正さについて

最高裁判決の補足意見において、「地方公共団体の議会の裁量権は無限定ではなく、報酬というものの性質や法203条の2第2項ただし書が地方公共団体の議会に裁量権を与えた趣旨等からする合理的限界が存するのは当然のことというべきである。」と述べられており、報酬額についての適正さが求められる。

非常勤職員の報酬額は「各非常勤職員の勤務日数・時間（登庁日以外の実質的な仕事の負担・対応を含む。）のみならず、職務の性質、権限の性質・内容、職責、選任されることにより受ける各種の制約、人材を確保するための報酬額の在り方、その他当該地方公共団体の財政規模とその状況等の諸般の事情を総合考慮して、自主的に条例で定めることができるものというべきである。」としつつ、より適正、公正、透明で説明可能な行政運営を求められている現在、「このような社会状況の変化等にも鑑みると、地方公共団体にあつては、当該地方公共団体における非常勤職員の報酬制度につき、報酬額の水準等を含め、法203条の2第2項の趣旨にのっとり適正、公正で住民に対して十分に説明可能な合理的内容のものとなるよう、前記考慮事情を踏まえながら適切かつ柔軟に対応することが望まれる。」と述べられている（同補足意見）。

本市の行政委員会の委員報酬を検証するにあたっては、一定の判断基準として国の非常勤の委員に対する報酬額を参考に検証し、原則的には、国の基準を下回るべきと考える。

そうでないと市民の理解を得ることができる報酬額とはならないであろう。

(3) 今回の対応について

この第1段階について、早急に各行政委員会の活動状況や報酬額の妥当性、適正性の検証を行い、改正が必要な場合は、速やかな対応を行う必要がある。

3 現行制度の抜本的改革を目指して～第2段階～

第1段階での取り組みを図った上で、第2段階として、次のような点に留意しながら、引き続き検証を進める必要がある。

(1) 現行制度の問題点

現行の報酬について、次のような問題点があると考ええる。

- ① 報酬額及び支給方法（月額、日額）の決定根拠が不明瞭であること
- ② 非常勤であるにもかかわらず月額とする妥当性についても不明瞭であること
- ③ 活動状況に比して相当高額な月額報酬が支払われているのではという疑念の余地があること
- ④ 委員長と委員の報酬との間にある現行の差は果たして適正と言い得るものか否か
- ⑤ いったん決められた報酬額及び支給方法を見直すときにはどのような条件が必要であるのか明らかでないこと

(2) 改革の方向性

ア 一般ルールの設定

前述の問題点を抜本的に見直すためには、最高裁判決に留意しつつ、次の考え方も一つの参考にして報酬決定を行う場合の「一般ルール」を明確に設定することが望ましいと考える。

- ① 行政委員の業務実態は、基本的には非常勤であり、その報酬は「日額」であることが基本であるべきであろう。
- ② 活動日数が月の大部分を占めるような場合においてのみ「月額」もありえようが、その場合でも活動日数を会議を効率化させることにより、いかに減らさうか努力すべきであろう。
- ③ 委員長と委員の報酬の差については、職責や職務の内容、性質を考慮すると、2倍程度までの報酬差は是認される場合もあろう。
- ④ 会議以外のいわゆる「日常活動」に対する支給については、基本的に市長等の依頼に基づき行われる業務を除き支給はやめるべきであろう。

※ 報酬支払の対象となる「委員会活動」と、支払対象とならない「日常活

動」との区別の検討が必要である。

イ 残された課題

根本的な論点として、委員報酬については諸般の事情を考慮しながらも、市民が見て、適正かつ公平で、市民に理解が得られる報酬内容となっていることが重要である。

そのためには以下の点がとりわけ明らかにされることが不可欠であろう。

- ① 各委員会の委員の選抜方法や資格要件について、透明性を確保すること
- ② 各委員会の活動状況についても、その必要性や適正性が十分市民に納得がいくように毎年公表されるべきこと
- ③ 各委員の「氏名」(名簿)、「任期」と「再任」等の状況についても毎年公表すること
- ④ 報酬額の算定根拠や改定の時期、条件についても明確にするとともにきちんと公開されるべきこと
- ⑤ 行政委員関連のすべての委員会は、定期的に「第三者によるレビュー」に付されるべきこと
- ⑥ 今回審議対象とされた6つの行政委員会以外の他の委員会についても上の「一般ルール」に沿った改革が望まれること
- ⑦ 行政委員会、審議会、懇話会などの委員等のすべてに共通するより広い統一的な「一般ルール」の構築を試みられることが望ましいこと
- ⑧ 審議会や懇話会などの数を整理し、統廃合を進めること。さらに会議そのものの運営を効率的、効果的なものとする。しかしそれは税金や費用の縮減を第一義的な目的としたものとなってはならないこと

行政委員会委員報酬調査専門委員名簿

氏名	区分	所属等	備考
佐々木 弘	知識経験者	神戸大学(名誉教授)	特別職報酬等審議会会長
奥見 はじめ	弁護士	奥見法律事務所	兵庫県弁護士会
向山 知	弁護士	伊勢谷法律事務所	大阪弁護士会

行政委員会委員報酬調査専門委員会議 開催状況

	開催日	内容
第1回	平成23年11月24日(火)	専門委員委嘱、宝塚市の行政委員会委員報酬について資料説明等
第2回	12月27日(火)	行政委員会の活動状況等
第3回	平成24年1月26日(木)	報告書の取りまとめについて